



2018年11月8日

各 位

会社名 セーレン株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼  
最高経営責任者 川田 達男  
(コード番号 3569 東証第1部)  
問合せ先 取締役執行役員  
経営企画本部長 川田 浩司  
(TEL. 0776-35-2111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図り、株主の皆様への一層の利益還元を進めるとともに、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式                                       |
| (2) 取得する株式の総数  | 500万株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 8.4%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円(上限)                                  |
| (4) 取得期間       | 2018年11月9日～2019年11月8日                      |

(ご参考) 2018年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式数を除く)	59,826,295株
自己株式総数	4,807,351株

以 上